

2024年度監査時に指摘が多かった項目（法人運営）

①	内容
指摘項目	理事会の招集通知について
指摘内容	1 理事長選定の理事会の招集通知は、評議員会において新たに選任された役員全員に対して行うこと。なお、新役員選任後1週間以内に理事長選定の理事会を開催する場合には、招集通知の省略が必要のため、事前に新役員全員の同意を得ること。 2 理事会招集通知は理事会開催日の1週間前（中7日間）に行うこと。また、理事会の招集通知を省略する場合は、理事及び監事の全員の同意を得ること。
根拠法令	[社会福祉法第45条の14第9項] [一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条] [社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドラインⅠ-6-（1）-1]

②	内容
指摘項目	監事の選任に関する議案について
指摘内容	理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事の過半数の同意を得ること。 ※監事が2名の場合、2名からの同意が必要。
根拠法令	[社会福祉法第43条第3項] [一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項] [社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドラインⅠ-5-（2）-1]

③	内容
指摘項目	登記について
指摘内容	1 資産総額の変更登記は、毎会計年度終了後3か月以内に行うこと。 ※定時評議員会で、計算書類の承認後に、登記をすること。 2 資産総額の登記について、金額に誤りがあったため、正しい資産総額に変更登記すること。 3 次の変更があった場合は、2週間以内（※）に登記をすること。 （1）理事長（重任の場合でも必要） ※起算日：就任日から （2）事業目的（追加・削除） ※起算日：変更日から
根拠法令	[社会福祉法第29条] [組合等登記令第3条第1項、3項] [社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドラインⅢ-4-（4）-3]

④	内容
指摘項目	理事会の決議事項について
指摘内容	1 理事会において決議を要する事項について、決議事項として審議すること。内容は次のとおり。 （1）事業の廃止 （2）入札・契約等の重要事項 （3）当初予算及び事業計画（※事業開始前に、理事会の承認を得ること。） （4）評議員候補者案の承認 （5）公印管理規程 （6）評議員選任・解任委員会の開催 （7）評議員選任・解任委員会運営規程の改正 2 評議員会で審議すべき事項については、理事会で必ず決議すること。内容は次のとおり。 （1）理事・監事候補者案
根拠法令	[社会福祉法第45条の9第10項、第45条の13第4項、第45条の14第4項] [一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 第181条] [社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドラインⅠ-3-（2）-2、Ⅰ-6-（1）-2、Ⅰ-6-（1）-3、Ⅰ-6-（2）-1]

2024年度監査時に指摘が多かった項目（法人運営）

⑤	内容
指摘項目	理事会について
指摘内容	理事会は、日程調整を行い、理事・監事全員が出席できるようにすること。また、日程調整が困難な場合は、人選等も含めて検討すること。
根拠法令	[社会福祉法 第45条の18第3項] [一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 第101条第1項] [社会福祉法人の認可について 社援第2618号 別紙1 社会福祉法人審査基準 第3-1-(3)] [社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について 社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドライン 1-4-(3)-1、1-5-(3)-1]

⑥	内容
指摘項目	評議員会の招集通知について
指摘内容	1 評議員会招集通知は評議員会開催日の1週間前（中7日間）に行うこと。また、評議員会の招集通知を省略する場合は、評議員全員の同意を得ること。 2 評議員会の招集通知は、理事会決議をもって行うこと。なお、理事会決議日から1週間以内に評議員会を開催する場合には、招集通知の省略が必要なため、事前に評議員全員の同意を得ること。
根拠法令	[社会福祉法 第45条の9第10項] [一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 第181条、第182条、第183条] [社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について 社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドライン 1-3-(2)-1]

⑦	内容
指摘項目	役員報酬規程について
指摘内容	1 役員等の報酬等の支給基準に関する規程について、次の内容を規定し、評議員会で決議すること。 （1）報酬等の金額の算定方法 ※金額の算定方法を法人として説明できるようにしておくこと。 （2）支給の方法（支給の時期や支給の手段） 2 役員報酬の支給について、定款又は役員等報酬規程どおりに支給すること。又は、役員報酬規程の見直しを行うこと。
根拠法令	[社会福祉法第45条の35第1項、第2項、3項] [社会福祉法施行規則第2条の42] [社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドライン1-8-(2)-1、1-8-(3)-1]

⑧	内容
指摘項目	評議員会について
指摘内容	評議員会は、日程調整を行い、全員出席できるようにすること。また、日程調整が困難な場合は、人選等も含めて検討すること。
根拠法令	[社会福祉法人の認可について 社援第2618号 別紙1 社会福祉法人審査基準 第3-1-(3)] [社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について 社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドライン 1-3-(1)-2]

⑨	内容
指摘項目	理事会の議事録について
指摘内容	1 理事会議事録の署名は、モデル定款第27条又はモデル定款（租税特別措置法第40条適用版）第29条に定める方法により行うこと。 2 理事会議事録を作成し、理事会の日から10年間、主たる事務所に備え置くこと。
根拠法令	[社会福祉法 第45条の14第6項、第45条の15第1項] [社会福祉法施行規則 第2条の17第2項] [社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について 社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドライン 1-6-(2)-1]

2024年度監査時に指摘が多かった項目（法人運営）

⑩	内容
指摘項目	理事長職務執行状況の報告について
指摘内容	理事会で行う理事長の職務執行状況に関する報告は、モデル定款第17条又はモデル定款（租税特別措置法第40条適用版）第19条に定める範囲で行うこと。
根拠法令	〔社会福祉法 第45条の16第3項〕 〔社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について 社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドライン 1-6-（1）-4〕

⑪	内容
指摘項目	評議員会の招集について
指摘内容	評議員会の招集については、理事会の決議により評議員会の日時・場所・議題・議案を定めること。
根拠法令	〔社会福祉法 第45条の9第10項〕 〔一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 第181条第1項〕 〔社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について 社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドライン 1-3-（2）-1〕

⑫	内容
指摘項目	評議員会の議事録について
指摘内容	1 評議員会議事録については、議事録作成に係る職務を行った者の名前を記載すること。 2 評議員会議事録を作成し、評議員会の日から10年間、主たる事務所に備え置くこと。 3 決議省略の評議員会議事録を作成し、決議があったとみなされた日から10年間、主たる事務所に備え置くこと。
根拠法令	〔社会福祉法 第45条の11第1項、第2項〕 〔社会福祉法施行規則 第2条の15第2項〕 〔社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について 社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドライン 1-3-（2）-3〕

⑬	内容
指摘項目	定款の変更について
指摘内容	1 基本財産の変更が生じる場合は、速やかに定款変更の手続きを行うこと。 2 定款には必要的記載事項を正確に記載し、所轄庁の認可を受けること。 など
根拠法令	〔社会福祉法第31条第1項〕 〔社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について 社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドライン 1-1-1〕

⑭	内容
指摘項目	経営改善計画について
指摘内容	社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに経営改善計画を策定し、理事会で承認を得ること。
根拠法令	〔社会福祉法 第24条〕